

1 議 事 日 程

[平成30年太宰府市議会 環境厚生常任委員会]

平成30年6月12日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第48号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第49号 太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第50号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第54号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	笠 利 毅 議員
〃	木 村 彰 人 議員	〃	船 越 隆 之 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市民生活部長	友 田 浩	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱 本 泰 裕
市民課長	行 武 佐 江	税務課長	森 木 清 二
納税課長	古 賀 良 平	環境課長	川 谷 豊
人権政策課長兼 人権センター所長	寺 崎 嘉 典	国保年金課長	山 浦 剛 志
福祉課長	友 添 浩 一	生活支援課長	菊 武 良 一
高齢者支援課長	川 崎 純 一	保育児童課長	大 塚 源 之 進
ごじょう保育所長	東 珠 実	元気づくり課長	安 西 美 香
子育て支援 センター所長	白 田 美 香		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議事課長	花 田 善 祐
書 記	高 原 真 理 子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第48号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第48号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（森木清二） おはようございます。

議案第48号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は46ページから60ページまで、条例改正新旧対照表は50ページから69ページまででございます。

今回の改正は、本年3月に平成30年度税制改正により地方税法等の一部が改正されましたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正するものでございますが、税制改正のうち、4月1日付で施行が必要な改正部分については既に専決処分を行い、ご承認いただいておりますので、本案につきましては残りの改正部分につきまして提案するものでございます。その主な内容につきましては、お手元に配付しております資料、「地方税法等の一部を改正する法律の主なもの」がございます。そこにありますように、個人住民税、固定資産税、地方たばこ税につきましての改正となっております。

その内容ですが、個人住民税につきましては、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様に給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り分けるなどの対応を平成33年度、平成32年分住民税から実施するもの、また固定資産税につきましては、地方税における生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資を促進するための固定資産税の特例の創設及びたばこ税につきましては、たばこ税の税率が本年10月1日から国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、合計で3円を段階的に3回にわたり実施されるとともに、近年急速に市場が拡大しています加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直し、5年間にわたり紙巻きたばこの税率の7割から9割相当に引き上げるというものが主な改正となっております。

今回の改正条例の第1条から第5条までが市税条例の一部改正で、第6条が市税条例の一部を改正する条例の一部改正となっております。

それでは、議案書の改め文ではわかりづらいと思いますので、資料の新旧対照表の50ページをお開きください。こちらに沿って説明してまいります。

改正条例第1条からご説明いたします。

新旧対照表の右側が改正後の規定になりますので、そちらの下線部分に沿いましてご説明いたします。

まず、第23条につきましては、文言の整備及び第3項で人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするものでございます。

第24条につきましては、第1項第2号で障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を10万円引き上げます。また、第2項で控除対象配偶者の定義変更に伴い、同一生計配偶者と改正するとともに、均等割非課税限度額の10万円引き上げを実施するもので、平成33年1月1日から施行します。

第34条の2につきましては、基礎控除額に2,500万円以下という所得要件を創設するものです。また、第34条の6につきましては、調整控除額について同様に2,500万円以下という所得要件を創設するものでございます。今まで2,500万円を超える所得があっても受けられた控除がなくなるもので、平成33年1月1日の施行でございます。

第36条の2につきましては、文言の整備及び年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しでございます。これは平成31年1月1日から施行いたします。

第48条につきましては、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について、第10項から第12項までを追加するもので、平成32年4月1日から施行いたします。

たばこ税につきましては一旦飛ばしまして、59ページをお開きください。

一番下、附則のところですが、第5条、これは個人の市民税の所得割の非課税の範囲等では、次のページになりますが、所得割の非課税限度額を10万円引き上げるというものでございます。これは平成33年1月1日から施行いたします。

その下、第10条の2第26項につきましては、地方税における生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資を促進するための固定資産税の特例の創設として新たに追加するものです。これは生産性向上特別措置法の制定により追加するもので、市町村が主体的に作成した計画に基づき、平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を最初の3年間分についてゼロに軽減する特例を創設するものです。

その下、第17条の2につきましては、租税特別措置法の改正に伴います条ずれによる整備でございます。

それでは、たばこ税の改正をご説明いたしますので、54ページにお戻りください。

第92条から第98条までが、たばこ税に関する規定の改正でございます。

まず、新第92条を追加し、製造たばこの区分を新たに創設し、これまでの第92条を第92条の2に繰り下げます。「加熱式たばこ」というのが新たに追加されています。

さらに第93条の2を追加し、加熱式たばこを、今までは区分がありませんでしたのでパイプ

たばことして取り扱っていましたが、これを製造たばこみなすこととしています。

第94条につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とするなどの規定を追加するものです。これは平成30年10月1日から5年間かけて段階的に換算率を改正し、紙巻きたばこの税率の7割から9割に近づけていくものでございます。

また、第95条につきましては、平成30年10月1日に市たばこ税の税率を1,000本につき5,692円に430円引き上げることを規定するものです。以降、平成32年10月1日、平成33年10月1日にも、3段階で税率を引き上げるようになっております。

もう少しわかりやすく説明するために、本日お手元に資料として配付しています「1平成30年度税制改正によるたばこ税率引き上げ」と上に表示しています資料を使ってご説明いたします。

まず、赤の①でございます。

加熱式たばこの市たばこ税改正について、市税条例第94条関係でございます。これは加熱式たばこ課税方式を見直し、平成30年から平成34年の5年かけまして段階的に、製品ごとに紙巻きたばこの7割から9割の税率まで引き上げるというものであります。

具体的なたばこの種類を下のほうに、平成30年度税制改正による代表的なたばこの種類の税率引き上げイメージをごらんください。

紙巻きのメビウス（マイルドセブン）ですと、現行小売価格440円。このうち、たばこ税は244.88円が3回の税率の引き上げによりまして1本当たり3円増税になり、税額が304.88円、小売価格が500円になります。同様に加熱式たばこの現行たばこ税が、右欄の税額上昇となり、小売価格も高いので635円程度になります。

次に、赤の②をごらんください。

一般品の市たばこ税改正について、条例でいきますと第95条関係でございます。この表は現行のたばこ税、市たばこ税が5,262円、これが平成33年10月1日に6,552円に値上げされる。1,290円値上げされるものでございます。ただし、たばこ1箱当たりの平成31年10月に予定されています消費税2%の値上げや本体価格が値上げになりますと、単純に定価が20円ずつの値上げとはなりません。

戻っていただきまして、続きまして改正条例第2条に移ります。

新旧対照表の61ページをお開きください。

第94条につきましては、先ほどご説明しました加熱式たばこの換算率の変更の5回のうちの2回目、平成31年10月1日からの改正でございます。

その下、附則の第10条の2につきましては、地方税法附則の改正に伴い、項ずれを改正するものでございます。

続きまして、62ページ、改正条例第3条に移ります。

第94条につきましては、加熱式たばこの換算率の変更の5回のうちの3回目、平成32年10月

1日からの改正でございます。

第95条につきましては、次のページ、たばこ税率引き上げの2回目、平成32年10月1日に市たばこ税の税率を1,000本につき6,122円、430円引き上げることを規定するものでございます。

続きまして、その下、改正条例第4条に移ります。

第94条につきましては、加熱式たばこの換算率の変更の5回のうちの4回目、平成33年10月1日からの改正でございます。

第95条につきましては、次のページ、たばこ税率引き上げの3回目、最後ですが、平成33年10月1日に市たばこ税の税率を1,000本につき6,552円に引き上げることを規定するものでございます。

続きまして、その下、改正条例第5条に移ります。

平成34年10月1日から、加熱式たばこの換算方式の変更の最終5回目で、第94条第3項第1号の方式が削除され、計算されることに伴う規定の整備となっております。

続きまして、その下、改正条例第6条に移ります。

太宰府市税等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成27年条例第28号の附則第3条の改正であります。

第2項におきましては、「新条例」を「太宰府市税条例」に修正、同項第3号につきましては、三級品の市たばこ税の税率を1,000本につき4,000円の期間を6カ月延長し、平成31年9月30日までとするものでございます。

第4項は、今回の改正による条例の条ずれによる引用条項の修正、第13項は、先ほどの第2項第3号で6カ月延長した分の三級品たばこの手持ち品課税の6カ月繰り下げと税率を1,000本につき「1,262円」を「1,692円」に改正するものでございます。三級品の6品目といいますのは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットでございます。

第14項は、表中の第5項のところの下線部分は、業者が市長に申告書を届け出る期間を6カ月繰り下げ、平成31年10月31日に変更するもの及び第6項のところの下線部分は、その申告の分のたばこ税を納める納期限をこれも6カ月繰り下げ、平成32年3月31日に変更するものでございます。

太宰府市税条例等の一部を改正する条例につきましては、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

幾つかの税の種類ありますけれども、全て一括してになりますので、委員の皆様、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） まず最初に、個人所得課税の見直しについてお伺いします。

一応3項目あったと思うんですけども、給与所得控除・公的年金控除から基礎控除へ振りかえ、10万円をそれぞれ振りかえるということ、これとあと次、基礎控除の見直しで、控除額が遡減・消失する仕組みを導入しますと、最後、給与所得控除・公的年金控除の見直しで、上限とかが出てきたり、上限額の引き下げとかあっているんですけども、これそれぞれ市税収入にとってプラスになるのか、マイナスになるのか、非常にちょっとわかりにくいところなんですけれども、今のシミュレーションとか見込みとしては、市税収入としてはどういうふうになるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） この10万円の引き上げ、あるいは2,500万円以下の所得要件の創設等の新設でございますけれども、市税にとりましての検討というのは、ちょっと詳しくはまだ検討はしておりませんが、市民にとっては要件が引き上げとか、あるいは2,500万円以下という所得要件にとりましては、市民にとってはマイナスになるのかなというふうに感じておりますけれども、申しわけございません、今後検討してお答えをしたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 多分ちょっと市民にとって厳しい状況ですけれども、税収の増というほうにちょっと働くのかなというふうに思うんですけども、また今後どういう形でなるのか、またご報告していただければいいと思います。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今、木村委員と関連するかもしれませんが、個人住民税のところですね、所得控除の上限の引き下げ、1,000万円から850万円という部分が勤労世帯とか中間層の方にとっては一定増税というふうな捉え方をするんですけども、この負担増の部分の世帯、市内で大体どれぐらいの対象世帯が適用になるのか、今つかんでおられますか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 具体的な数については、今のところまだつかんでおりません。今後つかみたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） それとあわせて、住民税の基礎控除の引き上げと公的年金等の控除の見直しに伴うことで、税の部分だけではなくて、所得金額によって算定が行われている、例えば国民健康保険税ですとか介護保険料、後期高齢者医療、保育料ですとか、いろいろあると思いますけれども、そういった部分についての影響というのは、具体的にどういったものが影響があるのかということと、その点については税務課長に聞くのがいいのか、所管でそれぞれ

聞いたほうがいいのか、ちょっと悩むところなんですけれども、影響があるものというのほどのくらい発生しますか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） この改正によりまして、いろいろな国保年金課、あるいはそれ以外の部署にもかなり影響はあるかと思えます。先ほど申しましたように、その数がどれくらいあるかというのをまだ把握しておりませんので、今後その数と、それからどれくらいの対象者になるのか、そういったものを今後把握をして、お知らせをしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 資料1でいうと、裏面の固定資産税等に関する事なんですけれども、これももしかしたら明日の建設経済常任委員会で聞いたほうがいいことかもしれないんですが、生産性向上特別措置法が施行されたらという話なんです。仮定の話で申しわけないんですけども、もし市内の中小企業がこの特例の対象となるような設備投資をしたいというようなことがあった場合には、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われたという文言が入っているんですけども、こうした計画を市が策定するように動くという形に動くのが一般的なんでしょうか。ちょっと答えにくい質問なのかもしれないんですけども、何かしらの見通しがあれば教えていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 商工会等の関係みたいなことでよろしいですか、そういう説明で。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） そうですね、はい。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長、いいですか。

市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） ちょっとその分につきましては、所管的にやっぱり建設経済常任委員会のほうの部分になるかなというところで、済みません、現状では把握はちょっと、できていない状況でございますので、また個別にご回答させていただければと思いますが。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） これなかなか地方税法の一部改正といっても多岐にわたる内容で、なかなか私も理解するのに非常に苦慮しるところなんですけれども、これ最終的には市の広報で恐らくお知らせすると思うんですけども、ここのわかりやすいまとめ方というのはかなり考慮する部分があるかと思うんですが、これについてはどういうふうな形で市民にお知らせするつもりであるかというところをちょっと教えていただきたいです。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 地方税法の改正といいますが、非常にわかりにくいというのが私も正直言いまして感じております。本当にこれが国の総務省が作成しております資料の抜粋でございまして、この分を使って本日説明をさせていただいたわけなんですけれども、こういったものをホームページ等で作成をいたしまして、市民の皆様にはわかりやすいような税の改正の中身というものをお知らせできるように努力をしてみたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかに。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） わかりやすさの話が出たので、確認のためだけ聞いておくんですけども、この総務省の資料、恐らく同じものを私も見たんですけども、たしか5つほど項目があつてと記憶しているんですけども、専決で処分した分があつたということだったので、今回出ている3つで一応平成30年の法律第3号でしたっけ、これによる地方税法の改正の市の条例への影響というのは一通り片づいたというふうに考えておいていいということですね。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 委員さんおっしゃるとおりでございます。こちらの3つでございます。

個人住民税、それから固定資産税、地方たばこ税、この3つが今回主な改正の案件でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今、質疑を通しまして今回の提案されております地方税法の改正の議案につきましては反対の立場で討論させていただきます。

給与所得控除から基礎控除への10万円の振りかえということですが、2つの控除の意義の違いを理由にして、今回基礎控除の振りかえが行われている点が問題があると考えます。さらに給与所得控除の上限の引き下げ、具体的には1,000万円から850万円という部分は勤労世帯、中間層への増税となると考え、さらにそれによって質疑を通しましてさまざまな市関連の諸制度への影響を考えると、市民の方への負担増が大きな部分を占めるのではないかと考えますので、この点については容認できませんので反対を表明いたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小畠真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第48号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

（原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時24分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第49号 太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について

○委員長（小畠真由美委員） 日程第2、議案第49号「太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

税務課長。

○税務課長（森木清二） 議案第49号「太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は62ページ、条例改正新旧対照表は70ページでございます。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、引用条項を改正するものでございます。

太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 新旧表の70ページで質問させていただきます。

改正案の5のところですね、これが保育施設関連の部分であるというふうに理解しておりますけれども、固定資産税または課税の部分が3分の1か3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合というようなことがあっていると思うんですけれども、太宰府市においてはどのような形で対応されていますか。

○委員長（小畠真由美委員） 税務課長。

○税務課長（森木清二） 税率につきましては、後ほどお知らせをいたします。申しわけございません。

○委員長（小畠真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小畠真由美委員） それでは、質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第49号「太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時27分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第50号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第3、議案第50号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(山浦剛志) 議案第50号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は63、64ページ、新旧対照表は71ページをごらんください。

今回の改正は、国民健康保険税の普通徴収の納付方法を口座振替によることを基本とすることに伴いまして、1項を追加するものでございます。

現在本条例の第11条では、国保税の徴収方法といたしまして、特別徴収と普通徴収とするところのみが明記をされております。このうち普通徴収につきましては、納付書による方法や口座振替による方法などがございますが、その具体的な方法につきましては特段明記をいたしておりません。本年度から国保制度が変わり、国保は都道府県単位で広域化されましたが、それに伴い、全国の市町村保険者は収納率の向上をこれまで以上に国及び都道府県から求められております。本市といたしましては、この収納率向上につながる方法といたしまして、国も推奨しております口座振替による徴収をこれまで以上に進めてまいりたいと考えております。

口座振替は、納付書による場合に比べまして納め忘れが少ないと言われておりまして、収納業務の効率化にもつながるものと考えております。本市では、現在も被保険者の皆様には、国保加入時あるいは納付書発送時に口座振替による方法をご紹介しまして、口座振替のための登録をお願いしておりますが、登録の際には申込書に必要事項を記載していただき、金融機関への届け出印を押印して、市または当該金融機関に提出していただくということになっておりまして、被保険者の皆様の手間もかかりますことから、実際にはなかなか進んでいないのが現状でございます。

今回の条例改正で、国保税の普通徴収は口座振替を原則とすることを市の方針として打ち出

すことで、少しでも口座振替による納付にご協力いただくようお願いしたいと考えております。ただし、この改正条例文案にもございますように、これは義務ではございません。あくまでも国保税の収納方法につきまして、市の基本方針として打ち出すものでございます。被保険者それぞれのご事情もあろうかと思っておりますので、どうしても無理な場合はこれまでどおり納付書等による方法でも構わないこととしておりまして、それによって被保険者の方が保険給付等で不利益をこうむるようなことはございません。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） まず、口座振替の納付率、今でもやってらっしゃるんですけども、納付率をちょっと知りたいのと、ちなみに私のうちにつきましては納付書によるお支払いをしているわけですけども、なかなか口座振替に踏み出せないという事情もございまして、そこで、これできれば口座振替を増やしたいということでしょうけれども、何かしらアドバンテージみたいなものがあれば、それこそなかなか進まない口座振替が進むのじゃないかなと思うところでもあるんですけども、そこら辺これただお知らせするだけではなかなか上がっていかないんじゃないかなという心配があるんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） まず、納付率のほうでございますが、全体の税収といたしますか、国保税収の中で口座振替でしていただいているものが大体4割を超えております。そして、登録率といたしますか、被保険者の登録されてある方は3割ちょっとぐらいなんですけれども、それで税額の4割ちょっとを納めていただいているという状況です。

今回この条例を改正するに至った経緯といたしますのが、先ほども申し上げましたように、国のほうも研修会などでまず言われるのが、口座振替を増やしてほしいということと、国の補助金もありますので、それを使いながらやれるものならやってほしいというのがございます。それとあと、これ私ども職員が窓口でいろいろ被保険者の方にお話しする際の後盾といたしますか、条例もこういうふうな形になっておりますので、何とぞご理解、ご協力お願いしますと言うためのツールにこの条例もしたいということでございます。

木村委員、先ほどおっしゃられたようなアドバンテージといたしますか、そういったものは今のところは考えておりません。申しわけございません。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 最初に、今の木村委員の質問への回答への質問なんですけれども、国の

補助金もあるという言い方をされましたけれども、どの部分に対して補助金があるのでしょうか、仕組みの上でなのかとか。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） このお話につきましては、後ほど委員会協議会のほうでまたご説明はさせていただければと思うんですけども、いろいろ口座振替を進めるに当たって、方法といたしますか、先ほど申し上げましたように、窓口で書類をお渡しして、持って帰ってもらって銀行登録、銀行の届け出印を押していただいて、また市役所に持って来ていただいてとか、あるいはポストに入れていただいて、市なり金融機関に送ってもらうという手間をできるだけなくしていきたいというふうなことを考えておきまして、被保険者の方も協力をしていただきやすいような環境をまず窓口でつくってきたいということで考えております。そういったことに対しての補助制度というのが出ておりますので、それを活用していけたらというふうに思っております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） それはそれでわかりました。

窓口の話で、説明を聞いていて1つだけ気になっていることがあるんですけども、趣旨はよくわかるんです。ただ、先ほど説明の中でどうしても無理な場合にはという表現が出てきたかと思うんですが、これを実際窓口でそうした表現を使われる予定なのかどうか、ちょっと変な質問ですけども。というのは、うちで言うと、例えば息子の分はもう意図的に振替にはしてないというようなことがあるんですね。どうしても無理とは言わないんですけども、ちょっと気がかりだったので。窓口で使う用語とか勧誘の仕方とかは結構きっちりとしたマニュアルをつくってお誘いする方向でいくのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 非常にそのあたりは被保険者のご事情、やっぱり千差万別あると思いますので、今笠利委員さんが言われたようなご事情もあろうかと思えますし、本当に口座引き落としをするに当たって、その前に何か納めないといけないような別の事柄もある方もいらっしゃるかもしれませんので、必ずこれを私どものほうで義務化ということにすると、そういった方にやはり負担を強いることにもなりかねませんので、そういった方につきましてはという意味で、先ほど申し上げたことをごさいます。そうでない方につきましては、何とぞご理解の上、ご協力をお願いしますと、その辺はやはりお話をちょっと聞いてみないとなかなか難しい部分もあると思いますので。

条例を改正したからといって、私ども今現在の登録率が一気に急に伸びるとは考えておりません。これは地道な取り組みに多分なってくるだろうと思っておりまして、ただ窓口でそういったお願いをしたときに、法的な根拠なり何なりというのを被保険者の方が言われたときに、

何を根拠にそんなことを言っているんだと言われたときに対しても対応できるような準備だけはしておきたいということで考えております。こういった手法をとってある自治体も全国的にもございますし、近隣にも宗像市さんがもう既にとってありますし、そちらのほうも登録率は結構高いところをいっておりますんで、そういったところをお手本にちょっとさせていただきたいということで考えております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） 口座振替になると、これ小さな話だけれども、振替手数料というのが発生はしなかったですか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） します。口座引き落としの場合は、1件当たり10円に消費税ですね。納付書の場合は0円で、あとコンビニ収納というのがございますが、コンビニで納付書で払って、これは1件57円に消費税がかかります。納付書の方が、コンビニのほうに流れていっている状況も一定ございます。収納経費といたしましては、その分余計かかっているということですので、できるだけ納付書の方を口座のほうに引っ張ってこれたら、その辺の徴収の費用といたしますか、徴税費用というのも浮いてくるのではないかなというふうには、浮くというほど浮くわけじゃありませんけれども、多少なりともあるのではないかなというふうには考えております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第50号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第54号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第54号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については歳出の中であわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

3款1項11目人権センター費について執行部の説明を求めます。

人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） それでは、3款1項11目人権センター費、南隣保館管理運営費の工事請負費244万円について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、隣保館前広場の一部舗装の拡張と側溝設置工事請負費の増額をお願いするものでございます。隣保館前広場は、舗装部分と土部分のつなぎ目に水たまりが発生し、また隣保館を訪れる車や保育所送迎の車により土が前面道路に拡散され、周辺住民の方々に大変ご迷惑をおかけしているため、舗装の拡張と側溝設置工事を行いたいものでございます。

なお、関連がございますので、補正予算書の歳入、8ページ、9ページをお開きください。

歳入の一番下ですね、18款1項1目基金繰入金について説明させていただきます。公共施設整備基金繰入金1億3,834万4,000円のうちの244万円が、ただいま説明しました南隣保館管理運営費の工事請負費として繰り入れの補正をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 隣保館の前、道がちょっと広がっているというふうに通っていて認識していたんですけども、あそこは広場として、道路を車を走っていたときにちょっと広がっている感じがありますよね。隣保館前の……。

(「前面道路ですか」と呼ぶ者あり)

○委員(笠利 毅委員) 隣保館前広場というところがちょっと、具体的にどこを指しているのかがはっきりわからなかったもので。

○委員長(小島真由美委員) 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長(寺崎嘉典) 今説明しましたのは、前面道路ではなくて、フェンスがしてありますよね、前面道路と保育所、隣保館の間にフェンスがしてあって、入り口から入りますと児童館側に今車1台分の舗装がそこだけされてあって、保育所の運動場の南側の広場、内側ですね、ここも送迎に来られる人が車をとめられるんですけども、そこと、児童館前の車1台分の前ですね、前へこう一回出て1台下げられますので、車を動かす部分、この部分が土がえぐれますので、今舗装されてある部分の前面4m、それと道路側に面したフェンスの内側8m、ぐっと前に出て、下がって舗装する、その部分の舗装という意味でございます。

○委員長(小島真由美委員) 笠利委員。

○委員(笠利 毅委員) わかりました。

○委員長(小島真由美委員) よろしいですか。

笠利委員。

○委員(笠利 毅委員) はい。

○委員長(小島真由美委員) ほかにありませんか。

船越委員。

○委員(船越隆之委員) もう舗装はいいんですけども、その舗装する前の地盤改良というか、今の状態の中で、ただ舗装をかけるというだけなのか、ある程度クラッシュランあたりを引き直してやりかえるのか、それだけちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長(小島真由美委員) 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長(寺崎嘉典) 今のところ舗装の下、道路という形で頻繁には通行はなかりょうということで、下の地盤まで変えるという工事ではありません、表面の舗装。ただ、あそこが水がたまりやすいために、既存の舗装と新しく舗装する間に側溝を、奥まで30mぐらい側溝を入れて、水抜きを道路側の側溝に抜かすというようなところをしますけれども、新たな舗装の地盤改良まではちょっと計画には入っていません。

○委員長(小島真由美委員) 船越委員。

○委員(船越隆之委員) なぜそういうことを言うたかという、要するに新たに舗装して長年使う間に、ただ上辺だけを舗装するのであれば、いずれまたがたがたになって、何年か後にまたやりかえないいけないようなことだったら、この240万円というのは逆にそれが300万円になってもある程度長年使えるようなやり方されたほうが、私は長い目で見たときにはいいのかなと思ったから言っただけで。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） 回答はいいですか。

人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） ちょっと検討はさせていただきたいと思いますが、ちょっと今のは予算をお願いしている分では。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、次に進みます。

次に、3款2項3目教育・保育施設費について説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 細目010市立保育所管理運営費、15節工事請負費198万8,000円についてご説明します。

この工事請負費につきましては、建設後40年経過をしております南保育所の施設改修工事が主なものとなっております。主な工事につきましては、建物の2階部分にあります0、1歳児のトイレの改修工事、また2階非常階段をおりた後のスロープ設置工事、さらにその他の工事が2件となります。

この工事の財源としまして、補正予算書8ページ、9ページの歳入が関連しておりますので、あわせてご説明します。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、1節公共施設整備基金繰入金1億3,834万4,000円の中よりこの財源を充てるようにしております。

次に、補正予算書14、15ページをお開きください。

細目011教育・保育施設費、19節負担金、補助金及び交付金、保育所等改修等支援事業補助金2,400万円についてご説明します。この補助金につきましては、現在待機児童が多い0歳から2歳までの児童を保育するための施設として、定数19名以下の小規模保育施設開設のための補助金となります。

これにつきましては、補正予算書8、9ページの歳入が関連しておりますので、あわせてご説明します。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節保育所等改修等支援事業補助金2,133万3,000円を保育所等改修等支援事業補助金として計上いたしております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 19節の保育所等改修費等支援事業補助金のところで小規模保育の施設と



いうこととございますけれども、これについては6月議会で予算が通ればすぐに公募を始められると思うんですけれども、これ予定としては開園は来年早々という形でいいのかということと、あわせて今非常に水城地区のほうが必要なということがあると思うんです。希望としては水城地区のほうに建てていただきたいということは、市としては要望するのかどうか、その辺ですね、もし公募事業者等と話あるんだったら、その辺を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） もしこの補正予算が通れば、すぐに公募のほうの準備のほうに入りたいと思っております。

それと、今ご希望であります水城西地区、その辺を包含するような形で、できましたらそちらのほうに設置をお願いしたいということで考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） いいですかね。

では、進みます。

人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） 済みません、先ほどの船越委員の回答に対して、ちょっと改めまして今手元の図面を見ましたら、路盤材が10cmで表層の舗装が5cm、5cmというのは普通の市道の舗装ですね。残土処分も入っておりましたので、ちょっと私が勘違いしておりました。路盤材も改修して舗装するというので訂正させていただきます。失礼いたしました。

○委員長（小島真由美委員） それでは、進みます。

次に、4款1項6目環境管理費から、次のページの2項2目塵芥処理費までについて説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（川谷 豊） それではまず、14、15ページ、210環境基本計画推進費51万円について説明いたします。

こちらは例年開催しておりますイベント、環境フェスタに係る予算でございます。8節報償費としまして、イベント当日に待機いただく看護師への謝礼1万円、13節委託料としまして、テント、机、椅子等の設置委託料として50万円を計上させていただいております。

続きまして、16、17ページ、191美化センター管理運営費1,795万1,000円について説明いたします。

こちらは公共施設改修需要分として、環境美化センターの改修工事費について年次計画で計上させていただいておりますもので、15節工事請負費として粗大・不燃ごみの破砕機、コンベヤー等のプラント設備改修費及び管理棟の屋根、外壁の改修工事費等を計上させていただいて

おります。

なお、関連がありますので、8、9ページをお開きください。

歳出の工事請負費の財源といたしましては、全額公共施設整備基金繰入金でございまして、1億3,834万4,000円のうち、1,795万1,000円を充当するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが16ページ、17ページにお戻りください。

192ごみ減量推進費185万円についてご説明いたします。

こちらはごみ処理に係る費用の削減のため、本市のごみの実情に合わせたごみ減量施策を展開することを目的に、平成22年度以来となりますごみの組成調査を実施するものでございます。内容といたしましては、11節需用費としまして、調査結果をもとにごみ減量に係る市民啓発をするための印刷製本費35万円、13節委託料としまして、ごみの検体をデータ解析し、ごみの種類の分析、食品ロスの分析等を実施するための廃棄物組成調査業務委託料150万円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 清掃費に関連して2点伺います。

本会議2日目に上議員が質問されたことと若干重複する部分もあるかと思っておりますけれども、まず美化センターに関連して、今回のこの1,700万円の予算に伴って、美化センターの稼働の部分では一定もう期限といいますか、以前議会に説明を受けた期間は経過というか、それでもまだ少し稼働できそうだということで説明を受けておりましたけれども、今回の1,700万円の改修に伴って、あとどれぐらい美化センターが稼働する見通しなのかというのが1点と、それと2点目が廃棄物組成調査なんですけれども、これはこういった形で市民の方に周知はされるのか、それとももう抜き打ちでやられるのか、こういった方法でその調査をやられるのか、もう少し詳しくご説明ください。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（川谷 豊） まず、1点目の美化センターの稼働見通しでございますが、地元高雄区との協定の期限が平成32年度までとなっております。私どもの予定としましては、平成32年度までは計画的にメンテナンスを行いながら持続が可能という、現在お答えできるところはそのあたりまででございます。

続きまして、可燃ごみ組成調査についてでございますが、市民の皆様への周知につきましては結果のご報告という形で考えております。具体的に申し上げますと、ごみの中に資源化できるものがどれくらい含まれているのか、また平成22年度からごみの組成がどのように変化しているのかあたりを調べまして、わかりやすい形で市民の皆様へ周知を図っていくというふうに

考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 済みません、組成調査のイメージとしては、通常ごみ収集、今、夜間やられていますけれども、そういった中で収集されたものの中から対応調査をしていくというふうに理解しといてよろしいですかね。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（川谷 豊） 委員おっしゃられたとおり、収集いたしたごみをごみ焼却施設で展開をいたしまして、その中の検体を調査するというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 幾つかあるので順番に聞きますけれども、まず最初に15ページの210の委託料のことなんですけれども、たしか環境フェスタの実行委員会のようなものをつくってやっていたかどうか、正確な記憶はないんですが、委託は委員会のほうに委託するという形になるんですか。というのは、テント設置等であれば、業者のような形に注文を出すという形も考えられるのかなと思ったので、その点をじゃあ、まず。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（川谷 豊） 環境フェスタについてでございますが、プランニングチームを組みましていろいろな企画を練り上げておりますが、こちら全てボランティアでございます。委員おっしゃられましたとおり、会場の設置については専門の業者に委託するところで考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにいいですか。

笠利委員、続けてどうぞ。

○委員（笠利 毅委員） 美化センターですけれども、ちょっと完全には聞き取れなかったもので、管理棟の屋根とあと破碎機等機械のメンテナンスのような内容が入っていたかと思うんですけれども、施設といえば施設なんですけど、結構管理棟の建物に関するのと、作業用というか、業務上に必要な機器とは別扱いにする可能性があるような気もするんですけれども、どういう考え方でそれ一体的に一つの項目として扱っているのかということ、ついでにもう一つ聞きますけれども、ごみの組成調査のことですが、前回平成22年に調べていて、平成23年に環境基本計画ができていたかと思うんですね。今回も環境基本計画が平成32年度までだったと思うんですけど、もしかしたらそれを踏まえての調査かなという気もしたんですが、市民への啓発以外に今後の環境行政に何らかの形で生かすというようなつもりで調査を行うという側面もあるのかどうか、その点をお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 環境課長。

○環境課長（川谷 豊） 1点目の環境美化センターについてでございますが、それぞれプラント機器と家屋ですね、工場そのものであるとか、管理棟であるとか、そういう建物については専門性が異なりますので、当然別契約ということで考えております。

それからもう一点でございますが、平成32年度までの環境基本計画を見据えた上でということでご質問でございますが、それはもちろん平成32年度を見据えてということなんです、本来でありますともう少し頻度を上げて調査をしていくべきというふうに考えております。今までなかなか都合できておりません部分を今回やらせていただくということでございますので、当然平成32年度の環境基本計画の改編を見据えて、しっかり調査していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） ごみ減量推進費の関係で組成調査をするということなんですけれども、実際に平成22年度以来ということなんですけれども、恐らくそんなに劇的な変化はないと思っています。新しいごみが入ってくるわけでも、バランス、割合ですよ、割合も大きく変わらないとは思いますが、でもこの調査結果については非常に興味あるところなんです、この150万円の調査費用を有効に使う、結果をですね、使うためにも、組成調査の結果が出てくる前に、もう既に段ボールコンポストとかやっていますよね、そこら辺の検証もあるでしょうけれども、先進自治体があると思いますので、要するにこの組成調査の次は対策というふうになってくると思いますので、もう対策のほうを並行して、どういう対策があるのかということをやっつけていかれたらいいと思います。

もう一つ、この組成調査自体が私も非常に結果は興味あります。これ自体を啓発の材料にしたらどうかと思うんですけれども、それこそ結果の公表、情報発信もそうなんですけれども、実際にどういうふうな形になっているのかというのをわかりやすく市民に伝えるという材料にもなるのかなと思っています。このごみ減量推進費自体が、毎年決算のときに結果を私気にしているんですけれども、かなり効果が上がってきつつあると思っています。なかなかそれが最終的には、近年では現状の度合いが非常に手詰まりというか、なっているんで、しっかりこれやっつけていただいて、対策のほうをあわせてやっていただければと思います。

○委員長（小島真由美委員） 回答はいいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳出の説明をそれでは終わります。

歳入につきましては、歳出とあわせて既に説明を受けましたので、次に第2表債務負担行為補正の審査に入ります。

5ページをお開きください。

大野城太宰府環境施設組合一般廃棄物処理事業債（平成29年度焼却施設解体及びストックヤード整備）について説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（川谷 豊） それでは、補正予算書5ページ、中ほどの大野城太宰府環境施設組合一般廃棄物処理事業債について説明いたします。

こちらは本市及び大野城市で設立しております大野城太宰府環境施設組合におきまして、平成29年度中に借入れを行いました一般廃棄物処理事業債の償還に係る債務負担行為の追加でございます。対象事業といたしましては、平成29年度から実施いたしております可燃ごみ焼却施設の解体工事に伴いまして、その工事費等につき借入れを行ったものでございます。組合の借入額につきましては1億6,220万円でございます。今般の補正金額は組合借入額のうち、平成31年度以降に係る本市負担分で記載いたしておりますとおり、7,173万2,000円を計上させていただいております。

なお、借入先につきましては、財政融資資金でございます。償還期間は10年となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で第2表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

議案第54号の当委員会所管分の補正全般について、これまで質疑漏れ等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第54号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしま

した。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時04分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） これをもちまして環境厚生常任委員会を閉会をいたします。

閉会 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年8月22日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美